

大阪府営業時間短縮協力金支給規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月五日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第十二号

大阪府営業時間短縮協力金支給規則の一部を改正する規則

大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和三年大阪府規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の要件)</p> <p>第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和三年一月十五日以後に事業を営まなくなった者を含む。次項を除き、以下同じ。）に対し、令和三年一月十四日から同年二月七日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第一期協力金」という。）を支給するものとする。</p> <p>一 令和三年一月十四日から同年二月七日（同年一月十五日から同年二月七日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において事業を営まなくなった場合）については、事業を営まなくなった日の前日。以下この項において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。</p> <p>二 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。以下同じ。）を受けていたこと。</p> <p>三 申請施設について、令和三年一月十四日以前から同年二月七日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業（以下「飲食提供営業」という。）を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができずる状態）で休業していた場合を含む。）こと。</p> <p>四 (略)</p> <p>イ 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。</p> <p>ロ 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態）で休業すること。</p> <p>ハ 申請施設について、令和三年一月十四日（前号イからハまでのいずれかの措置を同日後に講じた事業者にあっては同月十八日）から同年二月七日までの全ての期間において、申請施設に係る事業者団体が新</p>	<p>(支給の要件)</p> <p>第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和三年一月十五日以後に事業を営まなくなった者を含む。以下同じ。）に対し、協力金を支給するものとする。</p> <p>一 令和三年一月十四日から同年二月七日（同年一月十五日から同年二月七日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において事業を営まなくなった場合）については、事業を営まなくなった日の前日。以下この条において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。</p> <p>二 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。）を受けていたこと。</p> <p>三 申請施設について、令和三年一月十四日以前から同年二月七日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業を継続していた（申請施設において直ちに営業を開始することができずる状態）で休業していた場合を含む。）こと。</p> <p>四 (略)</p> <p>イ 施設（遊興施設を除く。）において飲食をさせる役務の提供に係る営業時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。</p> <p>ロ 直ちに営業を開始することができる状態）で休業すること。</p> <p>ハ 申請施設について、令和三年一月十四日（前号イからハまでのいずれかの措置を同日後に講じた事業者にあっては同月十八日）から同年二月七日までの全ての期間において、申請施設に係る事業者団体が新</p>

ロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針(以下「感染拡大予防ガイドライン」という。)を遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー(感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者)に知事が交付する標章をいう。以下同じ。)を掲示していたこと。

六 (略)

2| 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者(令和三年二月九日以後に事業を営まなくなった者を含む。)に対し、令和三年二月八日から同月二十八日までの間において要請に応じたことに対する協力金(以下「第二期協力金」という。)を支給するものとする。

一 令和三年二月八日以前から施設において事業を営んでいた場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年二月八日から同月二十八日(同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この号において同じ。)までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において、食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。)こと。

ニ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において前項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ホ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 前項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年二月九日から同月二十八日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 施設において事業を開始した日(以下この号及び第三条第二項第三号において「事業開始日」という。)から令和三年五月十九日までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年五月十九日までの全ての期間において、食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和

ロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針(以下「感染拡大予防ガイドライン」という。)を遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー(感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者)に知事が交付する標章をいう。)を掲示していたこと。

六 (略)

三年五月十九日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。)こと。

ニ 事業開始日から令和三年五月十九日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った(売上げがあつた場合に限る。)こと。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年二月二十八日までの全ての期間において前項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年二月二十八日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 前項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(協力金の額)

第三条 第一期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一―三 (略)

2| 第二期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百二十六万円

二 令和三年二月八日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同月二十八日までに当該申請施設において事業を営まなくなつた場合 申請施設一箇所につき六万円に同月八日から当該申請施設において事業を営まなくなつた日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年二月九日から同月二十八日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき六万円に事業開始日から同年二月二十八日までの日数を乗じて得た額

(決定の取消し)

第七条 (略)

一 次のイからハまでに掲げる支給の決定を受けた協力金の区分に応じ、当該イからハまでに定める場合に該当するとき(第五号に掲げる場合を除く。)

イ 第一期協力金 第二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

ロ 第二期協力金(第二条第二項第一号に掲げる場合に限る。) 第二条第二項第一号イからホまでのいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

ハ 第二期協力金(第二条第二項第二号に掲

(協力金の額)

第三条 協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一―三 (略)

(決定の取消し)

第七条 (略)

一 第二条第一号から第五号までのいずれかに該当していなかつたことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く。)

<p>二 支給の決定をした日において、<u>第二号第六号イ</u>に該当していたことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く。)</p> <p>三 <u>第二号第六号ロ</u>からホまでのいずれかに該当することとなったとき又は<u>第四号</u>の申請をしたときに<u>第二号第六号ロ</u>からホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>四 <u>第二号第六号ニ</u>及びホに掲げる者と同等的以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>二 支給の決定をした日において、<u>第二号第六号イ</u>に該当していたことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く。)</p> <p>三 <u>第二号第六号ロ</u>からホまでのいずれかに該当することとなったとき又は<u>第四号</u>の申請をしたときに<u>第二号第六号ロ</u>からホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>四 <u>第二号第六号ニ</u>及びホに掲げる者と同等的以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和三年三月八日から施行する。